The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	シティズンシップをめぐる政治
Author(s)	亀山, 俊朗
Citation	大阪大学大学院人間科学研究科紀要. 2009, 35, p. 173-192
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/4586
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

シティズンシップをめぐる政治

亀山　俊朗

目　次

１．権利から義務へ　―近代的シティズンシップ批判―
２．シティズンシップの義務とその帰趨
３．シティズンシップの擁護

シティズンシップをめぐる政治

亀山　俊朗

１．権利から義務へ　－近代的シティズンシップ批判－

シティズンシップ（citizenship）は従来、その権利を中心に理解されてきた。近代的なシティズンシップ概念を定式化したとされる T.H.マーシャルの『シティズンシップと社会的階級』(Marshall and Bottomore 1992=1993)では、シティズンシップの歴史は、近代における権利の発達史として描かれている。19 世紀末に西欧のシティズンシップ概念に触れた日本人が、シティズンシップを市民の権利として理解し「市民権」という訳語をあてた背景には、こうした自由主義的なシティズンシップ観がある。しかし、近年権利を中心としたシティズンシップ観を批判し、その義務や責任を強調する議論が力を得ている。

D.ヒーターに従えば、シティズンシップには古代から続く義務中心の市民共和主義的伝統と、近代において優勢になった権利中心の自由主義的伝統がある（Heater 1999=2002: 6）。市民共和主義的シティズンシップの起源は古代ギリシャにあるとされる。アリストテレスのシティズンシップ観において、市民たる要件は高い徳である。市民は公共の福祉に基づいた思考と行動を常に求められる。市民が徳にあふれた人生を送ることは、国家に利益をもたらすのと同様に、市民自身にも利益をもたらすのだ（Heater 1999=2002: 80）。市民共和主義は、義務に焦点をおくというよりも、正確には、権利と義務を分離したものとはとらえず、一体の市民的徳と考えている。古代の都市国家では、能動的で公共精神に富んだシティズンシップを促進することに成功していたと、今日でも広く信じられている（Kymlicka 2002=2005: 428）。

古い伝統を持つ共和主義的シティズンシップであるが、近代において優勢だったのは自由主義的シティズンシップであった。自由主義的伝統は近代市民革命以来の自由権を基礎とする。兵役や納税の義務はもちろん否定されないが、主たる関心は「国家からの自由」を中心とした市民（ブルジョワジー）の諸権利にある。近代国家では、公的領域と私的領域は区別されており、市民は自己利益の追求を捨てる必要はなく、その気がなければ公共領域に参加する必要もない。市民は納税のような限定された義務を負い、国家も市民生活には最低限の介入しかしない（Heater 1999=2002: 7-11）。18 世紀に確立された自由権などの市民的権利を基礎に、19 世紀には国民皆兵の進展や階級闘争の激化を背景に政治的権利（選挙権など）が拡大する。さらに 20 世紀には総力戦や社会主義国

の成立を背景に、資本主義的な不平等に対処する社会的権利（福祉サービスや教育など）が拡充されていく。

社会権保障のような国家の関与は、国家からの自由を標榜する古典的な自由主義の原則からの逸脱であるとして、現代の新自由主義は社会的権利を批判する。しかし、福祉国家において市民は自らの義務を忘れ権利ばかりを主張するようになったと批判したのは新自由主義者だけではない。福祉国家政策の理論的支柱と目される K.ミュルダール（Myrdal 1960=1970）や T.H.マーシャル（Marshall 1963=1998）らは、1960 年代以降の「豊かな社会」において市民がクライエント化し、政治的アパシーに陥っていることを嘆いている。右派左派双方から、シティズンシップの義務や責任が問題にされるようになった。こうした傾向は学界だけはなく、政治的言説においてもみられる。たとえばイギリスにおいて、サッチャーを引き継いだ保守党メージャー政権においても、新労働党のブレア政権においても、責任や参加、能動性を意味するシティズンシップは、重要な政策的標語となった。

社会的権利批判と義務や責任の強調は、1970 年代以降の福祉国家の財政的危機を背景としているが、同時にこれを、自由主義思想の限界のあらわれだと考える論者も多い。シティズンシップを保障する諸制度—司法、議会、社会保障、教育など—が整い、利害の抑制と均衡を創出すれば、とりたてて有徳な市民が存在しなくても、すなわち各人が共通善を考慮することなく私的利益を追求しても、社会はうまく運営できると自由主義者は考えた。しかし福祉依存、ナショナリズムの再燃、多文化化による社会の緊張、環境破壊といった問題をみると、一定水準以上の市民的徳性や公共精神が必要だという考えが広がった。もっぱら権利の所有を問題にしていた自由主義的シティズンシップは私的で受動的であるとして批判され、経済的自立、政治参加、さらには市民性（civility）が強調されるようになった。シティズンシップを、責任や徳性の能動的な発揮として理解する傾向である。シティズンシップをめぐる議論は、権利の平等という正議論から、徳に関する議論に比重を移しつつある（Kymlicka 2002=2005:　415-427）。

しかしこの場合の徳や義務、責任の強調は、必ずしも H.アレント（Arendt　1959=1994）のような思想家が古代ギリシャにみた政治的な市民性の復活を目論むものではない。政治理論においては政治的参加が重視されるが、社会政策においてとくに問題とされるのは福祉依存であり、勤労意欲の低下である。ギリシャ市民ならばポリスではなくオイコスの業だとみなしたような、生産および再生産労働への参加が、市民の義務だと称される。生産労働が市民の義務だという主張は、福祉給付と就労の義務を組み合わせるワークフェアといわれる社会政策においてしばしばなされる。再生産労働が市民の義務だという主張は、福祉サービスをボランティアとして担うことを市民の責務とするような主張にあらわれている。自立が市民にとって重要な徳だという観点から、日本では福祉施策の多くが「自立支援」と称されるようになった。障碍者の、若者（フリーター、ニート、ひきこもり･･･）の、ホームレスの、シングルマザーの自立支援。福祉切り捨て、

弱者の脅迫といった道義的批判を受けそうな施策であったとしても、それらが自立を支援するものであるならば、むしろ道徳的な政策であると正当化できる。

こうしたレトリックは、サッチャリズムに代表される新自由主義（ニューライト）がその政治的ヘゲモニーを確立するにあたって有効に用いた。しかし、左派にしても事情は同じであることを、W.キムリッカは次のように説明する。リバタリアンが正義を根拠にして、貧困層援助のための課税は他の人びとの権利侵害であり、国家には弱者を助けるいかなる権利も責任もないと福祉国家を批判しても、大多数の市民には受け入れられなかった。しかし、ニューライトが市民的な徳としてのシティズンシップを根拠にして、福祉国家は貧困層の依存心や受動性、永続的な周辺化を助長すると批判しはじめると、成功を収めることができた。同様に、リベラルな平等主義者が正義を根拠にして、市場における所得の不平等に反対してもあまり成功しなかった。しかし、彼らがシティズンシップを根拠にして、所得格差は金持ちが選挙を金で買えるようにし、貧困層の政治的権利を実質的に奪い国民的な連帯を損なうと主張すると、支持が広がった（Kymlicka 2002=2005: 461）こうした例をいくつかあげて、キムリッカは次のように述べる。

> いずれの場合にも、シティズンシップに関する議論は事実上、正義に関する従来の議論からの戦略的な撤退となっている。かつて本質的に間違っている（不正である）として退けられた事柄は、今では道具的に誤っている（自由民主主義的秩序を維持するのに必要な徳性を浸食する）と言われるようになっている。この転換は、徳に対する道具的な議論が正義に関する論争的な理論についての主張よりも広範に受け入れられるであろう、という期待のもとにおこなわれてきた（Kymlicka 2002=2005:462）

しかしキムリッカの指摘するように（Kymlicka 2002=2005: 417）、市民的徳性としてのシティズンシップが正義の理論に取って代わるとは考えがたい。市民性の浸食を問題にする場合、必ず何らかの正義観が前提とされるからだ。福祉国家は依存を助長するという右派、福祉国家は連帯を促進するという左派それぞれの道徳論にしても、自由権や財産権といった市民的権利の擁護（右派）と不平等を是正する社会的権利の擁護（左派）という正義論なしにはありえない。

ただ、近代的シティズンシップの正議論ないしは平等観の前提になっていた基盤が変容しつつあることは確かだ。20 世紀後半の先進諸国においては、右派にせよ左派にせよ、T.H.マーシャルのいう民主‐福祉‐資本主義（Marshall 1981=1989: 182-235）を前提にしていた。国民国家の枠内での民主主義、近代的家父長制を前提とした福祉、そして高度に発達した産業資本主義がうまく連関して作動し、20 世紀後半の先進工業国の発展をもたらしたのである。国民国家、近代的家父長制、産業資本主義が、近代的なシティズンシップの基盤をなしていた(Roche 1992, Turner 2001)。

しかし 1970 年代ごろから、これら基盤は経験的に浸食の進行が指摘され、道義的にも正統性が疑われるようになる。戦後の高度経済成長が行き詰まり、福祉国家が財政的危機に陥る。二次産業中心だった産業構造が大きく転換する。冷戦が終結しグローバル化が進展、国民国家の枠組みが動揺する。福祉が暗黙の前提としていた性別役割分業を伴う家族形態は、典型的とはいえなくなった。すでに時代遅れになりつつあった「国民国家の兵士」に加えて、「産業労働者」、「近代的家父長制における親」という、近代的シティズンシップが前提とするアイデンティティの基盤が浸食されている（Turner 2001）。そのため、従来型の国民の平等の正統性が疑われ、複数の正義の理論が競合する。市民の徳や義務に結びつけて自らの正義を正当化しようとする試みも、さまざまに行われる。こうした状況を整理するため、第 2 節では、シティズンシップの義務と考えられてきた兵役・勤労・再生産を、シティズンシップの基盤とその衰退に関連づけて検討する。

シティズンシップの基盤の衰退により、シティズンシップの平等な権利と義務もまた衰退する。確かにキムリッカの言うように、さまざまな陣営が自らの信ずる正義ないしは権利の平等を実現するために、自由民主主義の維持という徳に訴えている。しかし自由民主主義の維持を単に道具的な目的ということはできない。その維持自体が正義や平等を担保するのもまた確かだからだ。シティズンシップの評価が自由民主主義の維持と関係づけられることを不当とは言えない。そこで第 3 節では自由主義的シティズンシップの正統性や有効性を主張し、これを擁護する議論を検討する。一つは、社会的権利をシティズンシップからのぞくことに反論するもので、市民的・政治的・社会的要素の一体性を主張する。しかし、これはシティズンシップ概念の枠内で議論を進めており、不十分である。そこでさらに、シティズンシップ（ないしは民主主義）と社会的階級（ないしは自由主義）の関係性や、シティズンシップの基盤のあり方まで問題にする議論を検討してく。以上の作業を通して、福祉国家のシティズンシップを基礎づける国民国家‐近代的家父長制‐産業資本主義という「節合」（Laclau and Mouffe 1985=1992）を組み替える、根源的な政治のための条件を探っていきたい。

２．シティズンシップの義務とその帰趨

2.1　兵役

戦争によって福祉国家のシティズンシップがもたらされたという観点に立てば、その最大の義務は兵役である。

近代国家は戦争の中で形成されてきた。シティズンシップの権利拡大は社会運動や階級闘争の結果であることは確かだ。と同時に、近代国家間の大規模な戦争への動員の見返りとして、諸権利の拡大がすすんだこともまた事実である。20 世紀前半には二度の世界大戦が起こり、総力戦への動員に伴い参政権や社会権が拡充された。第二次大戦後は冷戦体制が成立したが、A. ギデンズ（Giddens 1985=1999, 1998=1999）によれば、シテ

ィズンシップや福祉制度の多くは、この時代に社会主義との対抗上、西側諸国が自由民主主義への人びとの支持を取りつけるためにつくりだされたものである。とすれば自由民主主義の危機は、ファシズムや社会主義といった敵対する勢力がなくなったためにもたらされたということになる。冷戦崩壊後、自由民主主義（福祉国家）の正統性の根拠が脅かされているのである（Giddens 1998=1999: 125）。この事態が、キムリッカのいうような、自由民主主義的秩序の維持に必要な徳性がしきりに問題とされる状況にもつながっている。対抗者である社会主義を失った自由民主主義は、社会権を保障する正統性も失った。自由民主主義体制下の市民は、社会権を請求するためには、当該体制の維持のために何らかの義務を果たすことを示さなければならない。

M.ロッシュ（Roche 1992）によれば、T.H.マーシャルらの近代的シティズンシップ概念においては、確かに義務に比して社会的権利が強調されていた。しかしそこではまた、明らかに暗黙の義務が想定されていた。市民の義務として想定されるのは、社会保障費などを支払う義務、労働にかんする義務、またボランティアや相互扶助である。そして、第二次世界大戦直後の社会においては、イギリス福祉国家の建設は、市民の多大な犠牲を認めたからこそのものであるとみなされていた。戦後の市民は、兵士としての義務や兵士を支える義務を十分に果たした市民であった。B.ターナー（Turner 2001）もいうように、戦争への参加がシティズンシップの資格付与を正当化する主要な条件だったのだ。戦後世代においてはその正当性は担保されない。そのため、社会的シティズンシップは、権利要求者であるような市民概念を制度化する傾向を持つ。このことが、福祉国家にコストとリスクをもたらす。福祉国家に参加することの道徳的性格が浸食され、福祉依存を生む脱道徳化—社会学的に言えばアノミー—のリスクが生ずる。これが、福祉国家において義務がないがしろにされているという右派の攻撃を誘発することになる（Roche 1992: 30-32）。

社会的権利の発達が市民をクライアント化し、脱道徳化・脱政治化するというリスクは、T.H.マーシャルの「福祉‐資本主義の価値問題」においてすでに論じられている（Marshall 1981=1989: 182-235）。マーシャルは、福祉は民主主義とも資本主義とも潜在的に葛藤しているという。福祉は他の二者と異なり、利他主義と価値の合意を要請するからだ。そして福祉は、官僚と専門家に必然的に依存し、権威主義的で教育的な次元にかかわることになる。だとすれば、福祉はパターナリズムの温床となる。民主主義とは矛盾するような、家父長制的な側面を持たざるを得ない。

ロッシュによれば、ここでマーシャルはシティズンシップ概念を、民主主義を特徴づけるためだけに使用し、福祉と福祉国家を特徴づけるものとして用いていない。そこでは、福祉はいまや民主的なシティズンシップとは性格を異にし、さまざまな形態の不平等を正当化する傾向がある。福祉は資本主義的な不平等を正当化しながら和らげる対策を享受する権利を意味し、他方で民主主義は政治的な義務を強調することになる。マーシャルは、福祉を民主主義とシティズンシップから分離する傾向を持っていた（Roche 1992: 36）。

こうした分離が問題であるという認識は、非西洋世界や第三世界を論じる際のマーシャルにはあった。国家主導で福祉が整備されても、市民的権利や政治的権利がないような体制を彼は非難した。しかしそうした問題は、ビスマルクのドイツ以来西洋世界にも存在してきた。マーシャルをはじめとして、ベバリッジ、ティトマスといった福祉国家論者は、福祉（社会的シティズンシップ）を市民的・政治的シティズンシップと切り離して考えがちだった。福祉の市民的・政治的性格が軽視される傾向があったのだ。これが、政策的にも学的にも、シティズンシップの脱政治化された理解を生む要因となったとロッシュは指摘する（Roche 1992: 37）。そのもとで、社会的権利に見合う市民としての義務を復興しようとすると、それは市民共和主義が考える政治的な義務ではなく、非政治的な労働や参加の義務になってしまうのである。

2.2　勤労

労働をシティズンシップの義務とするような考え方は、必ずしも新自由主義が福祉国家の社会的権利を批判することで生まれたものではない。通常福祉国家形成の主要な動因と考えられる、大規模な労働組合運動によってもたらされたものでもあるのだ。ロッシュ（Roche 1987）は、T.H.マーシャルを参照しながらその経過を以下のように説明する。

社会保障などの社会的権利は歴史的に、労働組合運動によってその発展が促進された。しかし T.H.マーシャルは、それを正常ではないと考えた。彼の考えでは、社会的権利は本来政治的な権利や義務、実践の領域を通して達成されるべきものだった。そこでマーシャルは、産業的シティズンシップという概念をつくりだした。産業的シティズンシップは、労働組合の団体交渉権をその内容とする。正当な契約を結ぶことは市民的権利の重要な要素の一つであり、団体交渉は市民的権利の集団的行使であるといえる。すなわち、通常社会的権利を獲得する手段である政治的権利の行使とは異なる。だがこの産業的シティズンシップが、労働者の参政権が制限される状況のもと、社会的権利獲得の重要な手段となった（Marshall and Bttomore 1992=1993: 55-56）。

市民的権利は、個人主義的な性格が強いがゆえに、初期資本主義と調和していた。封建的な集団主義が資本主義的な個人主義へと転換した 18 世紀に、市民的権利が発展した。団体交渉権という産業的シティズンシップは、契約のための交渉という本来個人主義的な市民的権利の範疇から生じたが、基本的な社会的権利の主張のためにも行使されるようになった。しかし、マーシャルによれば、そうした基本的な権利は「交渉の対象になるには不適切である」。なぜなら「最低生活を送れるだけの賃金を社会的権利として受け入れているような社会において最低生活賃金のために交渉しなければならないなどというのは、投票権を政治的権利として受け入れている社会において投票権獲得のために争わなければならないのと同じくらいばかげている」（Marshall and Bttomore 1992=1993: 87-88）からである。マーシャルからみると、基本的な社会的権利が団体交渉の対象であることは、現実にはやむをえないとしても論理的には不条理であった。

しかし、産業的シティズンシップを根拠に権利を主張するのならば、その義務も問題とならざるをえない。それゆえ、交渉を一方的に破棄するようなストライキは、義務の拒絶とみなされる（Marshall and Bttomore 1992=1993: 90-91）。「働かざる者食うべからず」といった一般的道徳とは趣を異にする、政治的な意味での労働倫理が、すべての組合員、そして社会的権利に関係するすべての市民に適応されるべきだと考えられるようになる（Roche 1987: 100-101）。こうして労働倫理は、大規模な労働組合運動の結果として社会的権利が獲得されるような産業資本主義のある段階において、権利の対になるものとして正当化された。だとすると、労働組合運動が衰退し、社会的権利が脅かされるような状況では、この倫理もまた衰退することになる。

先進諸国において、従来の産業資本主義は、産業構造の転換などにより衰退した。雇用の流動化のもと労働組合の組織率は低下し、産業的シティズンシップに伴う諸権利も衰退の途をたどる。となると、それに応じて従来的な労働倫理も衰退せざるをえない。以前のような労働倫理を復活させようとするならば、労働組合を通した権利付与の枠組の復興もまた必要になる。社会的権利を剥奪すれば、最低限の生活資源を得ようとするので労働倫理が復活するという考え方もある。しかし歴史的にみれば、社会的権利が保障されていなかった時代には労働倫理が確立されることはなかった（Marshall and Bttomore 1992=1993: 101-102）。

労働倫理涵養をうたう現代的な施策が、近年欧米に広がるワークフェア政策である。ワークフェアは、福祉給付に対して職業訓練や就労の義務を課するものである（埋橋編 2007）。これを日本にも導入しようという議論が盛んだが、留意すべき点がある。とくに西欧諸国では、現在でも大規模な労働組合の産業的シティズンシップにもとづく高水準の給付が存在しており、その給付の条件として労働倫理が求められている。こうした社会的権利の水準にないところで、労働倫理を条件としてわずかながらの給付や社会的サービスを施そうとするのは、本末転倒というべきであり、これを受給者が納得し労働倫理を身につけるようになるとは考えにくい。その場合、労働倫理の涵養は道徳的なキャンペーンとしてはともかく、社会政策としては意味をなさない。

2.3 再生産

兵士、産業労働者とともに、近代的家父長制において親であることは、近代的シティズンシップの主要なアイデンティティであった。核兵器と先端兵器が従来型の兵士を、技術革新と産業構造の転換が産業労働者を用済みにしたように、生殖技術が従来型の親を不要にする可能性はあるが、いまのところ、親たることは社会保障などのシティズンシップの諸権利を得る重要な資格であり続けている。しかし、異性愛的な近代家族が危機に瀕していることもまた事実である（Turner 2001）。

T.H.マーシャルらの議論は、家族という巨大な福祉セクターと、そこでの女性のケア役割を自明視していた。近代的シティズンシップは、効率的な近代国民国家システム、

成功した資本主義経済とともに、近代的家父長制に代表される効率的な共通文化（性別役割分業的な家族や共通言語）を前提にしていたのである（Roche 1992: 32-42）。そこでは、女性をはじめとした二級市民が生み出される。賃労働に就かない女性は、社会保険などにおいて配偶者を通じてしか資格付与されないし、未婚であれば制度から排除されがちになる。賃労働に就く場合も、不安定就労が多く低賃金な上に社会保障も不十分になる。国家が直接的に生殖なり家族のケアなりを市民（女性）に義務として課することはあまりないにしても、実際には再生産への関与が、多くの女性にとって権利を享受する条件になってきた。

この近代的家父長制が、産業構造の転換に伴う女性の就労の増加などによって、多くの国で揺らいでいる。とくに、家父長制を前提にしていたため社会的な育児制度が不十分な東アジアや南欧の諸国において、急激な少子化が進展した。保守派はこれを徳の衰退として批判するが、制度的な裏付けや権利付与のないもとで、子を産み育てるような徳を回復しようとしても難しいのは、労働倫理の復活が難しいのと同様である。

こうした近代的家父長制の衰退に対して、自発的な市民組織（アソシエーション）があらたな再生産の基盤となることを期待する声は大きい。コミュニティの活性化を重視する「第三の道」のような政策も、その流れの中にある。官営でも民営でもない、市民の自主組織が保育園を運営し、地域社会で子育てをする。こうした姿がしばしば理想像として語られる。

しかし、自発的な市民組織もまた衰退しているのだとターナーは指摘する（Turner 2001）。パットナム（Putnam 2000=2006）が社会資本の衰退として論じたように、旧来の教会や政党、慈善団体への参加は弱まっている。自発的なアソシエーションへの参加者が増加しているという調査もあるが、それは環境保護団体など、グローバルな課題に対応する団体の話である。伝統的なアソシエーションは、労働組合とその支持する政党やPTAのように、労働者や親といった従来のアイデンティティに応じたものが中心であり、それらは衰退しているのである。また、自発的なアソシエーションも大規模化すると営利企業と同様の経営主義に陥る。市場化を避け政府とのパートナーシップを追求する場合は、財政的に政府に依存しその規制に甘んずることになる。さらに中産階級を中心としたアソシエーションは普遍的なサービスを提供せず、社会的なヒエラルキーを反映する。こうしたことを考えると、「第三の道」政策が期待するようなボランタリー・アソシエーショナリズムが有効性を持つのは、マイノリティの自立した小集団においてのみだろう（Turner 2001: 197-207）。

それに対して、環境やAIDSのようなリスクの認識は、ターナーが新しいグローバルな人権の基盤と考える、人間に共通のバルネラビリティへの意識を高めている。シティズンシップは衰退するものの、新たな人権がそれに置き換わる、というのがターナーのかねてよりの主張である（Turner 1993）。そこでは義務は、全人類的な責任ととらえられる。こうした普遍的な人権ないしはコスモポリタン・シティズンシップ（Linklater 2002）

が形成されることは、遠い将来にはあり得るかもしれないが、当面は、何らかの形で限定された領域（これまでの国民国家ではないにせよ）でのシティズンシップと、普遍的な人権が併存することになるだろう。しかし、国内的にも、地球規模でも、次代の再生産を誰が、どのように担うのかという問に答を出すことは難しい。

近代的シティズンシップの基盤が衰退しているとしたら、それが伴っていた義務を果たすような徳性もまた衰退せざるをえない。そのもとで徳のみを再興しようとするような政治にはあまり展望がない。それでは、私たちはシティズンシップに対していかなる態度をとりうるのかを、次に検討したい。

3．シティズンシップの擁護

3.1 規範性の擁護

近代的シティズンシップの正統性を疑うものは、とくに社会的権利が過剰であり義務が果たされていないと主張する。そして、以下のような対案を提出する。

第一に、社会的権利をシティズンシップからのぞく案である。この主張には、ラディカルな右派も、より普遍的な地球規模の人権として生存権を保障しようとするものも含まれる。第二に、ワークフェア政策のように、社会的権利と引き替えに就労などの義務を課そうとする案である。これはクライアント化のような道徳性の衰退に対抗するものだとされるが、前節で述べたように権利のないもとで徳性だけを復活させるのが難しいという難点がある。

しかし問題はそれだけではない。二つの案とも、近代的シティズンシップの含意していた規範を損ねる危険がある。ぎゃくにいえば、この規範性の維持を論点にシティズンシップは擁護されうる。

ロッシュは T.H.マーシャルらのシティズンシップ概念を、福祉を民主主義から切り離す傾向があり規範性を欠いていると批判していた。それに対して、M.リスターは自由主義的シティズンシップの規範的側面に注目する。リスターによれば、ギデンズに代表されるような T.H.マーシャルの批判者たちは、その議論の経験的な側面にのみ注目し、規範的な面を無視している(Lister 2005: 472)。マーシャルの議論は，福祉国家を正当化する規範論として再評価されるべきだというのだ。その際焦点となるのが、社会的シティズンシップである。リスターは、シティズンシップの社会的要素は、市民的要素や政治的要素とあまりに無関係に論じられているという。この主張は、マーシャルにおいて福祉と民主主義が分離されているというロッシュの批判に対応している。

社会的権利への疑念は、リバタリアンのようなラディカルな右派だけのものではない。ヒーターは、シティズンシップの三つの要素のうち、自由権を軸とする市民的権利とそれを制限する社会的権利は相容れないものであり、これがシティズンシップ概念の桎梏となっているので、社会的要素をシティズンシップからのぞき、普遍的な人権として再

構成すべきだと主張している（Heater 1999=2002）。ターナーは、先述のようにシティズンシップではなく普遍的な人権概念に正統性を見いだしていたが、問題意識にはヒーターと共通のものがある。閉鎖的なシティズンシップを批判し、トランスナショナルな包摂を強調する U.ベックも、福祉国家の社会的シティズンシップが規範的に正当化され得ないという論点を共有している（Beck 2002, 2003）。

これに対してリスターは、市民的・政治的・社会的要素の相互依存こそが、T.H.マーシャルの議論の理論的・規範的中核であると主張する。マーシャルは、イギリスの歴史に即して、市民的権利・政治的権利・社会的権利が順次発達したと経験的な説明をしているのだが、これは各要素が自らの発展のために他の要素を必要としたために生じた事態だとも考えうる（Lister 2005: 472）。また、マーシャルの強調したシティズンシップの原理は地位の平等性であり、それはいったんある領域、たとえば市民的な領域で確立されると、他の領域に「こぼれ落ちる」。平等性は他の領域に普遍化されるが、シティズンシップの原理は各領域で同じ形態をとるわけではない。異なった形態をとり、場合によっては対立する諸権利を各領域で生み出す。このように、シティズンシップは一元的な（unitary）概念ではなく、諸要素が統合された（unified）ものなのである。これが、マーシャルの議論の重要な理論的含意である（Lister 2005: 474）。

T.H.マーシャルは、十全なシティズンシップは、市民的、政治的、社会的権利を要請すると考えている。これは、社会的権利にもとづく教育がなければ、正当な契約を結ぶことを保障する市民的権利や、適切な判断をして投票するような政治的権利は成り立たない、といった経験的な事実から正当化され得る。また、理論的には、平等の原理であるシティズンシップは、他の領域にも、形態は違えど平等を要請する。こうした視点に立てば、20 世紀において市民的自由の制限のもと社会的権利が確立されたというよりも、市民的権利における平等の原理の確立が、社会的領域にまで影響を与えたと考えるほうが妥当である。シティズンシップの各要素は、対立しあう部分も持っているのだが、平等性という規範が分野を超えて伝播し成立したという点が重要なのだ（Lister 2005: 478-490）。

こうした観点からリスターは、ワークフェアは働くものと働かないものを選別し平等の原理に反することにより、また、給付に条件をつけることにより、シティズンシップの規範性を破壊するものだと批判する。T.H.マーシャルの権利と義務のバランスにかんする考えは、ワークフェアとは異なるものだった。市民的権利が確立されたときに、労働の義務の存在は想定されていない。マーシャルは、権利は義務に先立つと考える。シティズンシップの諸権利が導入されるときにはじめて、対応する義務もまた導入され得る。リスターは、社会的権利の切り崩しは、シティズンシップの他の諸要素にもマイナスの影響を与えると指摘する（Lister 2005: 491）。社会的シティズンシップの衰退は政治的シティズンシップの衰退を招き、ロッシュが問題にしたようなシティズンシップの非政治的理解をますます強めることになる。福祉の供給は単に官僚的な国家の任務となり、

民主主義は弱体化し、市民の参加は労働市場への参加や非政治的なボランティア活動と理解される。これは、自由民主主義の危機といっていい。M.リスターの議論を敷衍すれば、市民・政治・社会の三要素からなるシティズンシップの解体こそが、市民的徳性の衰退として問題にされなければならない。

3.2 自由‐民主主義の擁護

しかしキムリッカならばこれを、自らの正義を徳性と結びつけて正当化しようとする政治的戦略の一つに過ぎないと、皮肉をまじえて論評をするかもしれない。もちろんそうした政治的戦略を否定する必要はないが、それだけでは不十分である。また、リスターの議論はシティズンシップの内的論理の解明にとどまっているし、平等の原理が自動的に拡大していると考えているようにも読める。

必要なのは、民主主義的な平等の原理であるシティズンシップと、自由主義的な不平等や社会的階級との関係の再考である。そして国民国家‐近代的家父長制‐産業資本主義という、シティズンシップの基盤の編成を問題にすることである。

自由主義と民主主義の対立を問題にした上で自由‐民主主義の護持を訴えるのは、保守派ではなく、左派的なラディカル・デモクラシー論者として知られる S.ムフである。ムフの議論を敷衍すれば、昨今の権利批判と義務の強調は、近代的シティズンシップの基盤衰退につれ自動的に起こったのではなく、新たな政治的ヘゲモニー編成の過程としてあらわれていることになる。したがって、それに対抗するには別のヘゲモニーを形成しなければならない。

ムフによれば、現在主流をなすのは、対立を否認するような政治的言説である。地球環境問題のようなリスクは、国家や階級の境界を超え人類全体に降りかかる。従って、従来の対立図式にとらわれず、人類的な視野で解決策を合意すべきである。いまやシティズンシップの義務とは、環境や平和に対する人類的な責任である。こうした主張に対して、ムフは複数性の擁護を掲げ、合意の政治を厳しく批判する。そこで参照されるのが、かつてのマルクス主義における論争である。ムフはラクラウとともに、下部構造に規定され合意や統一が実現されるとするような政治理論を批判している（Laclau and Mouffe 1985=1992）。

ベルンシュタインは、カウツキーやプレハーノフらマルクス主義の正統派から、修正主義であると批判された。経済的な土台の発展によって資本主義の矛盾が解消されるかのように考えた正統派には、ベルンシュタインたちは上部構造を重視しすぎていると思えたのだ。しかしラクラウとムフは、ベルンシュタインを肯定的に評価する。正統派は、資本主義の新たな段階での労働者階級の分断といった問題を、下部構造の変革によって克服できるだろうと考えた。階級内分裂のような状況は過渡的なものであり、土台が発展すればやがて解消するだろうというのだ。それに対して修正主義は自律的な政治的介在によってしか、矛盾は解決しないと考えた。政治的なものの自律性を認めたのだ。ラ

クラウとムフが評価するのは、この点である。

しかし土台の発展がかならずしも統一性を保証しないとしたら、それをもたらすのは何であるかがあらためて問題になる。ベルンシュタインはそれを、民主的な国家に求めた。正統派は国家を単なる階級支配の道具と考えた。しかし「労働者階級の経済力の増大、社会的立法の前進、資本主義の『人間化』といったことすべてが、労働者階級の『国有化』をもたらし、労働者は単なるプロレタリアであるだけでなく、市民にもなるのである」（Laclau and Mouffe 1985=1992: 57）。言い換えると労働者階級は国家に包摂され、シティズンシップを得る。国家の中で、社会的組織の機能は、階級支配の機能よりも大きな影響を持つようになる。労働者階級の市民化を前にしたベルンシュタインは、国家の民主化が階級的な統一を保証すると考えた。国家は必然的に民主化されるだろうという、正統派とはまた別の進化論に陥ってしまったのである。

だがベルンシュタインは、同時に以下のような先見性も示している。「労働者がもはやプロレタリアであるだけでなく、市民であり、消費者であり、一国の文化的・制度的な装置の内部での位置の複数性への参加者でもあるのなら、さらに、こうした位置の総体が、いかなる『進歩の法則』によっても（もちろん正統派の『必然的法則』によっても）もはや統一されないのであれば、さまざまな位置のあいだの関係は、開かれた節合（articulation）となるのであり、そうした節合は、それがなにか所与の形態を取ることに、いかなるア・プリオリな保証も与えてくれない」（Laclau and Mouffe 1985=1992: 58-59）。こうしたベルンシュタインの認識から、進化という原理をとりさったグラムシは、諸闘争の進歩的性格はあらかじめ保証されているわけではなく、歴史はさまざまなヘゲモニー編成、あるいは歴史ブロックの不連続な系列であるとみなすようになる（Laclau and Mouffe 1985=1992: 116）。偶発的なものの節合による具体的な社会編成の中にあり、それらの統一性を示すものこそが、ラクラウとムフのいうヘゲモニーである(Laclau and Mouffe 1985=1992: 14)。

T.H.マーシャルは、シティズンシップの平等により資本主義的な不平等が人びとに是認されるようになる可能性があるとした（Marshall and Bottomore 1992=1993: 11）。「シティズンシップと社会的階級」という代表作の表題に明示されているように、マーシャルは平等の原理を持つシティズンシップと社会的階級の不平等を生む資本主義とを概念的に区別した上で、結合させている。そして国家が保障するシティズンシップに独自の発展法則を認め、これが社会的階級の不平等性を緩和し、さらには無意味化すると考えたのである。この発想は、経済的な土台と上部構造を切り離し、後者の独自性を重視したベルンシュタインと共通するものである。二人はいずれも、資本主義的な不平等を生む自由主義と、政治的に保障される平等を求める民主主義を切り離した上で、両者を調停するようなヘゲモニー形成を目論んだのである。

ムフは、現代を次のように認識している。第二次世界大戦後の福祉国家の時代において、左派と右派はどちらも、経済政策には関与しているものの、根本的な民主主義や新

しい集団的意志の構築をめざすことはほとんどしていない。戦後のケインズ主義国家においては、社会民主主義は国家形態内の政治経済的な選択肢の一つにすぎなくなり、国家形態自体のオータナティブではなくなった（Laclau and Mouffe 1985=1992: 122）。これはべつだん、暴力的な国家の転覆を目指さなくなったためではなく、支配的なヘゲモニーに敵対するような新たなヘゲモニーを提供できなくなったからである。T.H.マーシャルの問題意識（Marshall 1963=1998）に引きつければ、ケインズ主義的国家の含意する大量生産‐大量消費的な文明（「豊かな社会」）の代替案を、左派も右派も提供することはなかったのだ。

こうした状況のもと、新たなヘゲモニーの編成に成功したのは、むしろ右派だった。サッチャーの新保守主義は、福祉国家に対する不満を自分たちに有利になるようううまく節合したのだ。権力関係の根本的な転換を目指すような政治には、政治的な境界線を引き、対抗者や、ときには敵を設定することが不可欠である（Mouffe 2000=2006: 184）。右派は、敵を明確に設定したラディカルな政治を実行したのである。

これに対して、1990 年代に登場した新しい左派たる「第三の道」路線は、右派左派の対立を越え、社会的包摂をすすめることを提唱する。しかしムフによれば、対抗者を明確にすることによりヘゲモニーを形成した右派に対するのが、敵対性を否認する「第三の道」路線では、勝負にならない。古い階級政治に戻ることは不可能だが、右派と左派の対立を否認しようとする「第三の道」や、一元的な帝国／マルチチュードの生成への期待（Hardt and Negri 2000=2003, 2004=2005）では、新たな敵対性は形成されようがなく、従って政治は発動しない（Mouffe 2005）。

この福祉国家以降の一連の流れを、「シティズンシップと社会的階級」という問題設定に即して再検討してみよう。T.H.マーシャルに代表される社会民主主義者は、シティズンシップと社会的階級を切り離した上で、前者を優越させることを目論んだ。シティズンシップの平等の対抗者として、社会的階級という資本主義的な不平等を名指しした上で、自由な競争にもとづく不平等を否定するのではなく、民主主義的なシティズンシップの平等を拡大するという戦略を提示する。この自由主義と民主主義の節合により、福祉国家におけるヘゲモニーが編成された。

それに対して右派は、新たな社会的階級の区分を明示する戦略をとった。それは、伝統的な経済的階級とは異なる、道徳的なアンダークラスと健全な中産階級という区別である。右派によれば、社会的階級の分化は資本主義の宿命的な帰結ではなく、道徳性によるものである。福祉依存で労働倫理に欠けるものが、すなわちアンダークラスなのである。ここでは、道徳性・市民性を伴うべきシティズンシップと社会的階級が切り離されることなく結合され、道徳性のいかんによって階級が決定されるという言説が語られる。とすれば、貧困者には経済的援助をしたり適切な職を与えたりするよりも、労働倫理を付与すべきだということになる。シティズンシップの権利ではなく、徳や義務が強調されるゆえんである。

「第三の道」路線に代表される現代の左派は、右派が提示したこの新たな社会的階級の存在を否認する。万人を社会的に包摂することが唱道されるが、それは従来的なシティズンシップへの包摂ではない。主として労働市場への参加の保障なのである（亀山 2006, 2007)。社会民主主義者が市場は不平等を生むとして、それにシティズンシップを対抗させようとしたのと対照的である。開かれた労働市場に万人が包摂されるという考えは、かつての正統派マルクス主義の、経済的な土台の発展により労働者階級の分断が解消されるという認識に擬することができる。ここでは自由主義と民主主義の対立・調停という主題が成立しない。それに対して近代的シティズンシップの到達点を擁護しながら、新たなヘゲモニーを編成する必要がある。

冷戦時代は、少なくとも政治的言説上は平等の原理を主軸とする東側（社会主義陣営）と、自由の原理を奉ずる西側（自由主義陣営）が、対立しながらも共存していた。先進諸国内部でも、これに対応する形で左派と右派が向き合っていた。冷戦体制とともにこの対立と調停の図式が崩壊し、代替する図式がうまく形成されていないのである。

3.3 ラディカルな政治

ムフはその新しい図式を明らかにするために、カール・シュミットの検討に向かう（Mouffe ed. 1999=2006, Mouffe 2000=2006）。現代の自由民主主義体制における、自由主義と民主主義の根本的な不調和を明らかにしたのがシュミットであり、彼にならってその矛盾を顕在化させることが必要だというのだ。

近代民主主義には、一方で人権の擁護、個人的自由の尊重という、法の支配による自由主義の伝統がある。他方で、平等、支配者と被支配者の一致、人民主権を主要な理念とする民主主義の伝統がある。この二つの伝統の節合は偶発的なものであり、所与のものと考えてはならない。自由民主主義をつねに補強し、擁護しなくてはならいのだ。現代では民主主義の擁護は自由主義の擁護と同一視されがちだ。しかし、自由民主主義は人民主権の理念（民主主義）に基礎を置くことを忘れるならば、自由主義を蹂躙しかねない右派ポピュリストの台頭のような事態に対応できなくなる。民主主義は、つねに「われわれ」と「彼ら」の線引きを伴う。民主主義の決定は、つねに人権をはじめとする諸権利と対立する可能性を持つのだ（Mouffe 2000=2006: 7-9）

T.H.マーシャルは、シティズンシップを二つの側面において定義していた。第一にシティズンシップは「ある共同社会（a community）の完全な成員である人びとに与えられた地位身分（status）である」。第二にシティズンシップの「地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」（Marshall and Bottomore 1992=1993: 37）。この定義は、限られた範囲の線引きを前提とする民主主義と、個人の権利擁護を主目的とする自由主義の双方にかかわるものである。

このうちシュミットにとっては、デモスに属する者と属さない者の境界線が決定的に重要である。境界内での民主主義的平等が、シュミットにとってはあらゆる他の形態の

平等の基礎をなす。平等は、人類という抽象的理念に参加しても、けして得られることはない。こうした視点に立てば、シティズンシップではなく普遍的な人権につくのは、民主主義の放棄であり、実質的な権利の放棄である。民主主義は、同質的な一つの人民のためにのみ存在し、必然的に排除と包摂を伴う。自由主義は、こうした境界を概念化できない（Mouffe 2000=2006: 64-69）。特殊なシティズンシップを批判し、グローバル化を基礎にした普遍的な人権を構想することは、民主主義を放棄することにつながる。シュミットはこうした矛盾により自由民主主義が破滅すると主張するのだが、ムフはこの矛盾を認めることが、自由民主主義の擁護につながると主張する。とすれば、自由主義と民主主義の調停の上に成り立った近代的なシティズンシップを批判しつつも継承しなければ、自由民主主義的秩序は維持できない。

そのためにはどのような方策がありうるのか。その一案としてハーバーマスやベンハビブらが提唱する討議民主主義があるが、ムフはこれを排除なき民主主義的合意が可能であるかのように主張しているとして批判する（Mouffe 2000=2006: 71-77）。ムフはハーバーマスを「合理主義＝普遍主義者」として、ドウォーキンやロールズとともに位置づける。それに対して、「コンテクスト主義」とされるのが、ウォルツァーやローティである。ウィトゲンシュタインを応用したコンテクスト主義的アプローチは、自由主義の主張する中立性や合理性を問題にすることができるとムフはいう。慎重な討議の結果とはいえ、その見解は決定者の特定の生活様式を反映せざるをえない。そうした生活様式は、自由主義的な契約にもとづくものではない。自由民主主義の諸制度は、さまざまな政治的な「言語ゲーム」の一つとして理解される必要がある。こうしたアプローチを採用すれば、民主主義にとって必要なのは普遍的な真理ではなく、より包括的な共同体を構築するための実践である。ウィトゲンシュタインは、「人間が一致する」とは、言語において一致することだという。必要なのは、意見の一致というよりも生活様式の一致なのである（Mouffe 2000=2006: 92-122）。

討議民主主義は、政治的シティズンシップの実質化なり拡充なりでもって、自由主義的シティズンシップの難点を克服しようとする。討議民主主義が顕在的・明示的なルールの審議に重点を置くのに対して、ムフは潜在的・習慣的なルールの生成を強調する。それは、福祉国家のシティズンシップが前提としていた、近代的家父長制や共通言語という「効率的な共通文化」にかわる基盤を形成すべきだという主張である。T.H.マーシャルが福祉国家において実現されつつあるとした「文明市民（civilized)」（Marshall and Bottomore 1992=1993: 10）としての生活条件を、新たに生成することであるといってもよい。

これは近代的家父長制のような共通文化だけではなく、経済的基盤や政治的基盤にもかかわることである。シティズンシップの市民的・政治的・社会的要素という枠組みの中だけでその内容を議論したり、それに文化的シティズンシップや環境シティズンシップなどを追加しようとしたりするだけでは、根本的な解決にはつながらない。近代的シ

ティズンシップが基盤とした、政治的・経済的・文化的基盤、すなわち国民国家、産業資本主義、近代的家父長制といった基盤の変容にかかわりながら、新たな節合を実行しヘゲモニーを編成することが、今後のシティズンシップをめぐる政治の主題となる。

文献表

Arendt, Hannah (1959), *The Human Condition*, New York: Anchor.（= (1994), 志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房）

Beck, Ulrich (2002), The Cosmopolitan Society and its Enemies, *Theory, Culture & Society*, Vol.19(1-2), 17-44.

Beck, Ulrich (2003), Toward a New Critical Theory with a Cosmopolitan Intent, *Constellations*, Vol.10(4), 453-68.

Giddens, Anthony (1985), *The Nation-State and Violence*, Cambridge: Polity Press.（= (1999), 松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房）

Giddens, Anthony (1994), *Beyond Left and Right*, Cambridge: Polity Press.（= (2002), 松尾精文・立松隆介訳『左派右派を超えて』而立書房）

Giddens, Anthony (1998), *The Third Way*, Cambridge: Polity Press. （= (1999), 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社）

Hardt, Michael and Antonio Negri (2000), *Empire*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.（= (2003), 水島一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳『帝国』以文社）

Hardt, Michael and Antonio Negri (2004), *Multitude*, New York: Penguin Press.（= (2005), 幾島幸子訳『マルチチュード』日本放送出版協会）

Heater, Derek (1999), *What is Citizenship*, Oxford: Polity Press.（= (2002), 田中俊郎・関根政美訳『市民権とは何か』岩波書店.）

亀山俊朗 (2006),「シティズンシップの変容と福祉社会の構想」,『福祉社会学研究3』東信堂.

亀山俊朗 (2007),「シティズンシップと社会的排除」, 福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社.

Kymlicka, Will (2002), *Contemporary Political Philosophy :An Introduction*, 2nd edition, Oxford: Oxford University Press.（= (2005), 千葉眞・岡崎晴輝訳『新版　現代政治理論』日本経済評論社.）

Laclau, Ernesto and Chantal Mouffe (1985), *Hegemony and socialist strategy : towards a radical democratic politics*, London: Verso.（=(1992), 山崎カオル・石澤武訳『ポスト・マルクス主義と政治』大村書店）

Linklater, Andrew, (2002), Cosmopolitan Citizenship, Engin F. Isin and Bryan S. Turner, eds., *Handbook of Citizenship Studies*, London: SAGE Publications, 317-32.

Lister, Michael (2005), Marshalling' Social and Political Citizenship: Towards a Unified

Conception of Citizenship, *Government and Opposition*, Vol.40 (4), 471-491.

Marshall, T.H. (1963), *Sociology at the Crossroads and other essays*, London: Heinemann. (=(1998), 岡田藤太郎・森定玲子訳『社会学・社会福祉学論集－「市民資格と社会的階級」他－』相川書房)

Marshall, T.H. (1981), *The Rights to Welfare and Other Essays*, London: Heinemann Educational Books.（= (1989), 岡田藤太郎訳『福祉国家・福祉社会の基礎理論』相川書房）

Marshall, T.H., and Tom Bottomore, (1992), *Citizenship and Social Class, London*: Pluto Press.（= (1993), 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社）

Mouffe, Chantal (1993), *The Return of the Political*, London: Verso.（= (1998), 千葉眞・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳『政治的なるものの再興』日本経済評論社）

Mouffe, Chantal, ed. (1999), *The Challenge of Carl Schmitt*, London: Verso.（= (2006), 古賀敬太・佐野誠訳『カール・シュミットの挑戦』風行社）

Mouffe, Chantal (2000), *The Democratic Paradox*, London: Verso.（= (2006), 葛西弘隆訳『民主主義の逆説』以文社）

Mouffe, Chantal (2005), *On the Political*, London: Routledge.

Myrdal, Karl Gunnar (1960), *Beyond the Welfare State*, London: Gerald Duckworth.（= (1970), 北川一雄監訳『福祉国家を越えて』ダイヤモンド社）

Putnam, Robert D. (2000), *Bowling Alone*: *The Collapse and Revival of American Community*, New York: Simon & Schuster.（= (2006), 柴内康文訳『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房）

Roche, Maurice (1987), Citizenship, Social Theory and Social Change, *Theory and Society,* Vol.16(3), 363-399.

Roche, Maurice (1992), *Rethinking Citizenship: Welfare, Ideology and Change in Modern Society*, Cambridge, Polity Press.

Turner, Bryan S. (1993), Outline of a Theory of Human Rights, *Sociology*, Vol.27 (3). Reprinted in: Bryan S. Turner and Peter Hamilton eds., 1994, *Citizenship: Critical Concepts volume II*, London: Routledge, 461-82.

Turner, Bryan S. (2001), The Erosion of Citizenship, *Brithish Journal of Sociology*, Vol.52 (2), 189-209.

埋橋孝文編 (2007),『ワークフェアー排除から包摂へ？－』法律文化社.

The Politics of Citizenship

Toshiro KAMEYAMA

There are two traditions associated with the concept of citizenship. The first is the tradition of the civic republic and the other, that of liberal citizenship. Civic republic citizenship originated in ancient Greece. In this concept, citizenship is a virtue that is characterized by duty and participation for the public good. Liberal citizenship has emerged as the more superior concept in modern times. This concept emphasizes freedom from the state. The proponents of the concept of the civic republic have criticized liberal citizenship for neglecting duty and responsibility. However, liberal citizenship implies the duties of military service, work, and reproduction. The bases of liberal or welfare-state citizenship are the nation-state, industrial capitalism, and modern patriarchy. These bases have been eroded in recent years, thereby leading to a decline in the duties of liberal citizenship. Military service has been the most important obligation of the modern state. The legitimacy of social rights in welfare states was established during World War II because people sacrificed themselves; however, the conscription system was abolished in many countries after WW II. Subsequently, the concept of work ethic was regarded as the duty of the welfare state. Work ethic also became the duty of industrial citizenship. Industrial citizenship refers to the right to bargain collectively. Labor that did not possess political rights acquired social rights through industrial citizenship; thus, they were required to comply with the industrial work ethic. The erosion of the manufacturing industries weakened industrial citizenship and work ethic. The welfare state depended on the unpaid care work of women in modern patriarchal society. For many women, social participation through reproduction remains an important aspect for the entitlement of citizenship rights; however, with the rise of the female employment rate, gender roles in the family have undergone a transformation. Voluntary associations are expected to carry out the duty of reproduction, but these associations are also on the decline. Civic republicans claim that a citizen must exhibit dutiful and responsible behavior; however, the bases of citizenship have been eroded. Thus, new norms and bases of citizenship should be formed. The norms of citizenship imply unified civil, political, and social elements; hence, it is dangerous for liberal democracy to eliminate social rights from citizenship. Social democrats articulated democratic citizenship and liberal capitalism, and preserved their hegemony. The new articulation of democracy and liberalism is necessary to counter the New Right and populism. Radical politics implies the measures for creating new bases of citizenship.